

壱岐市農業委員会定例会（平成29年3月）

議 事 録

1. 開催日時 平成29年3月27日（月） 午後4時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
  - 第2. 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第16号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第17号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
  - 議案第18号 壱岐市農地利用最適化推進委員の委嘱について

7. その他

---

開 会 （ 午後 4 : 0 0 ）

事務局 皆さんこんにちは。新体制に移行後初めての定例会であります。会議終了後、懇親会を予定いたしておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、ご案内の時間になりましたので、只今から平成29年3月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番 …委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は19名中18名で定数に達しておりますので、総会は成立致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

議長

【会長挨拶】

それでは、早速、議事に入らせて頂きます。座らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番 …委員、…番 …委員をお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたしますが、10番は・・・委員の関係の案件でございますので、会議規則第15条に従いまして退席をお願い致します。

----- (・・・委員退席) -----

それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局

【新体制移行後初めての定例会であるので、農地の権利移動に係る許可要件（農地法第3条第2項各号）について説明後、議案の説明】

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は全て農地所有適格化法人及び個人ですので農地所有適格化法人以外の法人ではありませんので、適用はありません。また、農地を売り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、売買・贈与ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くことになります。

10番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触・・・・・・・・畑 1, 154㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が25,477㎡ 畑が22,766㎡ 計48,243㎡です。

申請理由、譲渡人、譲渡人の要望により売却する。

譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付は飼料・水稻です。農機具はトラクター、コンバイン、タイヤショベル、ロールベアラー、2tトラック、ダンプ、軽トラです。田植は委託をされてあります。構成員は3名、常時雇用者4名、臨時雇用者3名で農作業に従事しております。通作距離は1kmほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、農地所有適格化法人であるため、適用はありません。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月21日に・・・委員さんと譲受人の立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら関連委員。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、・・・です。本来ならば・・・委員さんの担当地区であります。議事参与の制限により・・・委員さんが退席をされておりますので、代わりまして若干補足説明をさせていただきます。21日に事務局と・・・さんと立ち会いの下、現地を確認いたしました。現在・・・では、肥育300頭、繁殖90頭を飼育され粗飼料確保の為、耕作面積は延べ面積ではございますが30haを超えており壱岐でも勿論、県下でもトップクラスの経営をされております。近年言われております攻めの農業を率先して実践されており、また今回の農地取得の件に関しましても地主の・・・様より、ご依頼があったという事で、事務局からの説明のとおり何ら問題は無いかと思われまます。皆様のご判断をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、10番は決定いたします。

----- (・・・委員入席) -----

続きまして、11番の説明を求めます。

事務局 はい、11番と12番は関連がありますので、一括して説明いたします。

土地の所在、

勝本町百合畑触・・・・・・ 田 2, 681㎡

同じく・・・・・・ 田 371㎡

計 2筆で3,052㎡です。

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が4,532㎡ 畑が8,179㎡ 計12,711㎡です。

申請理由、譲渡人、後継者へ生前贈与する。

譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・野菜です。農機具は、トラクター、田植機、軽トラックです。コンバインは親戚のものを利用してあります。農作業暦は本人が10年、母40年、祖父60年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要

件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして12番 土地の所在、

芦辺町国分本村触字赤坂・・・・・・・・ 田 1, 480㎡

同じく・・・・・・・・ 畑 2, 902㎡

同じく・・・・・・・・ 畑 1, 548㎡

芦辺町国分本村触字釜蓋・・・・・・・・ 畑 2, 192㎡

同じく・・・・・・・・ 畑 1, 537㎡

田が1筆で1, 480㎡、畑が4筆で8, 179㎡計5筆の9, 659㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が4, 532㎡ 畑が8, 179㎡ 計12, 711㎡です。

申請理由、譲渡人、後継者へ生前贈与する。

譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」につきましては、11番での説明のとおりでございます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月21日に・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行なっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 それでは、関連委員さん11番12番は関連がありますので、一括で補足説明をお願いします。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。報告のとおりでありまして、子供さん、お孫さんへ贈与という事でございます。別に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、11番と12番は決定いたします。

続きまして、13番の説明を求めます。

事務局 はい、13番 土地の所在、

芦辺町国分東触字大谷・・・・・・・・ 田 798㎡

同じく・・・・・・・・ 田 600㎡

同じく . . . . . 畑 329㎡  
田が2筆で1,398㎡、畑が1筆で329㎡計3筆の1,727㎡  
譲渡人、. . . . .  
譲受人、. . . . .

経営地は田が8,731㎡ 畑が11,169㎡ 計19,900㎡です。  
申請理由、譲渡人、島外に居住し、耕作の見込みがないので売却する。  
譲受人、買い受けてオリーブを植栽する。ということです。  
権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・オリーブです。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、タイヤショベル、トラックです。農作業暦は本人40年、妻10年、常時雇用者として3人を雇用されてあります。通作時間は車で20分程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、今まで耕作放棄地でありましたが、オリーブを作付ける計画であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月21日に・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 これは、事務局の説明のとおりでありまして、耕作放棄地となっております。別に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、13番も決定いたします。

続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。4番の説明を求めます。

事務局 【農地区分について説明】

議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

4番 土地の所在

郷ノ浦町東触字後川 . . . . . 畑 189㎡

転用目的 住宅用地

譲渡人、. . . . .

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 家族4人で生活しているが、子供の成長により手狭となったので、申請地を譲り受けて住宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。3月21日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番・・委員。

・・委員 ・・担当の・・です。21日に事務局と・・さん立ち会いの下、現地確認をいたしました。申請地は・・さんの奥さんのお父さんの所有農地であり、現在野菜を作付けしてありますが、奥さんの実家の近くに必要最小限の面積で住宅を建てたいという事でありますので、やもうえない状況かと思っております。皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようでございますので、4番は意見を付して進達いたします。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局

5番 土地の所在

勝本町西戸触字椿川・・・・・・・・ 499 m<sup>2</sup>

転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 現在借家住まいをしており、申請地を買い受けて住宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。3月21日に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番・・委員。

・・委員 担当の・・です。今、説明の通り3月の21日に現地確認を事務局と・・さん立ち会いの下、行いました。・・さんは元々勝本に住んでおられたんですけど、訳あって一応一旦、島外に出られましたが、今コールセンターの方に勤めてあって、元々墓も勝本にあるという事で、勝本に家を建てたいという事

で・・・さんも一寸縁故関係にありまして、土地を分けて頂きまして、そちらの方に家を建てて住みたいという事で言われておりました。皆さんのご協議を宜しく申し上げます。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、5番も意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第16号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

【農地中間管理機構の契約の流れの説明】

議案第16号と議案第17号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。10頁をお願いします。議案第16号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。11頁～14頁の平成29年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度10頁をお願いします。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、5年間のものでも田が9筆で8,915㎡、畑が2筆で1,873㎡、計11筆で10,788㎡、10年間のものでも田が66筆で47,645㎡、畑が8筆で13,408㎡、計74筆で61,053㎡、合計85筆で71,841㎡、使用貸借設定10年間のものでも田が20筆で15,174㎡、畑が1筆で926㎡、合計21筆で16,100㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

15頁をお願いいたします。議案第17号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。16頁～19頁の平成29年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度15頁をお願いします。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第16号で説明いたしました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第16号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行といたします。

これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上

で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆何方の意見を求めるという事であり  
ます。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議  
ないようですので、議案第16号と議案第17号は原案のとおり決定いたし  
ます。

その旨回答いたします。

続きまして、議案第18号 「壱岐市農地利用最適化推進委員の委嘱につ  
いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

20頁をお願いします。

議案第18号 「壱岐市農地利用最適化推進委員の委嘱について」農業委  
員会等に関する法律第17条の規定に基づき、壱岐市農地利用最適化推進委員  
を委嘱する。

農業委員会法の改正に伴いまして、担い手への農地利用の集積・集約化、遊  
休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化」の推  
進が必須業務に位置付けられ「農地利用最適化推進員」を新たに農業委員会に  
設置することが義務づけられたもので、旧農協支所単位12地区に募集を行い  
各地区より推薦があがっております。氏名、担当地区順に読み上げます。尚、  
敬称は略させていただきます。

・・・・・・・・ 武生水  
・・・・・・・・ 武生水  
・・・・・・・・ 渡良  
・・・・・・・・ 渡良  
・・・・・・・・ 柳田  
・・・・・・・・ 柳田  
・・・・・・・・ 沼津  
・・・・・・・・ 沼津  
・・・・・・・・ 志原  
・・・・・・・・ 志原  
・・・・・・・・ 初山  
・・・・・・・・ 初山  
・・・・・・・・ 勝本  
・・・・・・・・ 勝本  
・・・・・・・・ 勝本  
・・・・・・・・ 勝本  
・・・・・・・・ 勝本  
・・・・・・・・ 鯨伏  
・・・・・・・・ 鯨伏  
・・・・・・・・ 鯨伏

..... 田河  
..... 田河  
..... 田河  
..... 田河  
..... 田河  
..... 那賀  
..... 那賀  
..... 那賀  
..... 那賀  
..... 那賀  
..... 箱崎  
..... 箱崎  
..... 箱崎  
..... 箱崎  
..... 石田  
..... 石田  
..... 石田  
..... 石田  
..... 石田  
..... 石田

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご意見ございましたら【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第18号は原案のとおり決定いたします。皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からの意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。